

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力（関西電力管内）
- (2) 需要場所 別添 1 のとおり。
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等（各需要場所の詳細は、別添 1 のとおり。）
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ① 契約電力：実量制とし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
（目安として別添 1 に令和 8 年 4 月の予定契約電力を記載する。）
 - ② 予定使用電力量：別添 1 のとおり。
- (3) 供給期間
 - 自 令和 8 年 4 月 1 日 0 : 0 0
 - 至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0
- (4) 需給地点
需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。
- (7) 主体的業務等の再委託の禁止
当該業務の実施にあたり、主体的部分（業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。
- (8) 対価の支払方法
 - ① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整（単価含む）、請求金額等明細内訳を記載した報告書（任意様式）を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。
 - ② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することができる。

(9) その他

- ① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、関西電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ② 契約年度における電力供給が終了後、3 か月以内に供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添 4 を「3 (3) 担当部署」へ送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添 4 提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを「3 (3) 担当部署」へ提出する等により補修すること。
- ③ 仕様書で一義に定まらない事案があることを把握した時、または仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、別途「3 (3) 担当部署」の指示に従うものとする。

3 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

「適合証明書（別添 2-1）」及び「供給実績証明書（別添 2-2）」を令和 7 年 12 月 2 日（火）正午までに「(3) 担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和 7 年 12 月 9 日（火）18 時までに「(3) 担当部署」より電話で連絡を行う。

(2) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添 3 の質問書を作成のうえ、「(3) 担当部署」に電話連絡後、令和 7 年 11 月 11 日（火）正午までに FAX により提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和 7 年 11 月 20 日（木）18 時頃に日本年金機構 HP に掲載する。

(3) 担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

T E L 03-6892-0727 F A X 03-6892-7993

1. 概要			2. 仕様（1）供給電気方式等						令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）												
エリア	拠点数	契約電力 (KW)	供給電気方式	供給電圧 (V) (標準電圧)	計量電圧 (V) (標準電圧)	標準周波数 (H z)	受電方式	蓄熱式負荷設備の有無	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	合計
日本年金機構で使用する高圧電力（関西電力管内）	40	2,768	交流 3 相 3 線式	6,000	6,000	50	※別添 1 を参照		295,767	342,212	416,448	558,372	536,270	440,817	343,461	358,112	407,716	485,699	426,858	358,730	4,970,462

概要									【参考】令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）													
項番	エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	契約電力 (kW)	蓄熱式負荷設備の有無	検針方法	計量器構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
172	関西	大津年金事務所	滋賀県大津市打出浜 1 3 - 5	1回線受電	30	無	自動検針	本線	6,465	7,401	6,920	7,505	7,307	6,786	7,464	7,224	6,851	7,738	4,908	4,720	81,289	4,970,462
173	関西	草津年金事務所	滋賀県草津市西洪川 1 - 1 6 - 3 5	1回線受電	34	無	自動検針	本線	7,460	7,740	7,678	8,705	8,710	7,867	7,819	7,073	7,625	7,626	6,959	5,663	90,925	
174	関西	彦根年金事務所	滋賀県彦根市外町 1 6 9 - 6	1回線受電	27	無	自動検針	本線	5,414	6,011	6,104	6,110	6,556	5,890	5,820	6,165	5,409	6,618	5,974	4,311	70,382	
175	関西	舞鶴年金事務所	京都府舞鶴市南田辺 5 0 - 8	1回線受電	68	無	自動検針	本線	5,048	6,073	7,973	10,239	10,147	8,823	5,802	6,610	9,137	12,229	10,802	7,940	100,823	
176	関西	中京年金事務所	京都府京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉾田町 2 8 7	1回線受電	24	無	自動検針	本線	4,785	5,321	5,514	5,919	5,832	5,510	4,940	5,476	5,530	6,279	5,569	5,295	65,970	
177	関西	下京年金事務所	京都府京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町 3 0 8	1回線受電	22	無	自動検針	本線	4,706	5,561	5,956	6,181	6,042	5,665	5,309	5,297	5,149	5,875	5,058	5,234	66,033	
178	関西	京都南年金事務所	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町 8 - 1	1回線受電	38	無	自動検針	本線	8,968	9,694	10,864	10,968	10,392	10,114	9,471	9,059	8,738	9,602	8,753	9,537	116,160	
179	関西	京都西年金事務所	京都府京都市右京区西京極南大入町 8 1	1回線受電	36	無	自動検針	本線	8,875	9,097	8,970	10,276	9,862	9,213	9,533	8,804	9,091	9,097	8,446	9,002	110,266	
180	関西	天満年金事務所	大阪府大阪市北区天神橋 4 - 1 - 1 5	1回線受電	126	無	自動検針	本線	10,880	14,192	18,220	27,765	26,716	16,187	13,711	17,564	18,664	24,882	19,146	14,085	222,012	
181	関西	福島年金事務所	大阪府大阪市福島区福島 8 - 1 2 - 6	1回線受電	61	無	自動検針	本線	4,988	5,870	8,473	12,505	11,848	9,688	5,915	6,350	8,708	10,603	9,617	7,117	101,682	
182	関西	堀江年金事務所	大阪府大阪市西区北堀江 3 - 1 0 - 1	1回線受電	77	無	自動検針	本線	7,953	8,238	10,514	14,919	14,648	13,433	10,078	8,675	11,923	12,385	12,301	10,968	136,035	
183	関西	市岡年金事務所	大阪府大阪市港区磯路 3 - 2 5 - 1 7	1回線受電	60	無	自動検針	本線	8,144	9,233	10,202	13,706	12,610	10,585	9,003	11,432	10,389	12,249	10,605	9,340	127,498	
184	関西	天王寺年金事務所	大阪府大阪市天王寺区恵田院町 7 - 6	1回線受電	77	無	自動検針	本線	8,213	10,177	11,869	15,612	15,293	11,641	9,211	9,709	12,644	13,761	11,895	9,468	139,493	
185	関西	平野年金事務所	大阪府大阪市平野区喜連西 6 - 2 - 7 8	1回線受電	118	無	自動検針	本線	7,899	10,484	14,930	20,614	17,491	12,141	8,695	10,247	11,573	13,699	10,349	8,984	147,106	
186	関西	難波年金事務所	大阪府大阪市浪速区敷津東 1 - 6 - 1 6	1回線受電	52	無	自動検針	本線	5,375	6,509	7,342	9,654	8,877	6,184	6,005	8,548	8,268	10,799	7,794	6,375	91,730	
187	関西	今里年金事務所	大阪府大阪市東成区大今里西 2 - 1 - 8	1回線受電	52	無	自動検針	本線	5,141	5,383	6,050	8,885	9,834	8,010	6,433	5,322	6,787	7,244	7,124	6,127	82,340	
188	関西	城東年金事務所	大阪府大阪市城東区中央 1 - 8 - 1 9	1回線受電	85	無	自動検針	本線	6,410	7,589	11,000	15,548	15,246	10,758	7,432	10,618	13,255	15,727	14,126	10,508	138,217	
189	関西	貝塚年金事務所	大阪府貝塚市海塚二丁目 8 番 3 号	1回線受電	86	無	自動検針	本線	11,541	11,535	15,376	20,962	19,467	18,517	12,974	10,359	12,997	14,763	12,505	10,449	171,445	
190	関西	堺東年金事務所	大阪府堺市堺区南瓦町 2 - 2 3	1回線受電	112	無	自動検針	本線	9,260	11,143	14,763	22,321	20,406	17,474	11,301	12,678	16,808	21,928	18,591	14,991	191,664	
191	関西	堺西年金事務所	大阪府堺市西区浜寺石津町西 4 - 2 - 1 8	1回線受電	67	有	自動検針	本線	7,928	8,192	10,051	13,692	14,274	12,630	9,129	9,293	10,956	13,451	13,059	11,591	134,246	
192	関西	東大阪年金事務所	大阪府東大阪市永和 1 - 1 5 - 1 4	1回線受電	68	無	自動検針	本線	7,894	7,944	10,129	13,923	14,003	11,842	8,976	8,009	9,270	11,095	10,296	10,364	123,745	
193	関西	八尾年金事務所	大阪府八尾市桜ヶ丘 1 - 6 5	1回線受電	64	無	自動検針	本線	6,651	8,186	9,641	12,427	11,517	8,743	6,482	9,167	9,579	11,298	9,502	7,658	110,851	
194	関西	吹田年金事務所	大阪府吹田市片山町 2 - 1 - 1 8	1回線受電	111	有	自動検針	本線	11,864	14,713	18,929	26,886	23,742	18,302	13,533	13,696	15,796	17,656	16,310	13,062	204,489	
195	関西	豊中年金事務所	大阪府豊中市岡上の町 4 - 3 - 4 0	1回線受電	71	無	自動検針	本線	7,069	8,643	11,026	14,243	12,093	9,098	7,965	9,905	9,703	11,951	9,298	8,278	119,272	
196	関西	枚方年金事務所	大阪府枚方市新町 2 - 2 - 8	1回線受電	102	無	自動検針	本線	7,235	7,578	9,432	15,362	16,671	14,399	9,496	7,886	11,532	13,161	13,036	10,147	135,935	
197	関西	須磨年金事務所	兵庫県神戸市須磨区磯馴町 4 - 2 - 1 2	1回線受電	126	無	自動検針	本線	12,677	15,197	17,959	24,116	25,062	22,568	18,509	13,313	16,591	19,206	18,816	17,223	221,237	
198	関西	東灘年金事務所	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町 1 - 1 1 - 1 7	1回線受電	66	無	自動検針	本線	5,665	5,895	7,507	11,533	11,253	9,621	6,400	6,200	8,332	9,284	8,979	7,656	98,325	
199	関西	兵庫年金事務所	兵庫県神戸市兵庫区駅前通 1 - 3 - 1	1回線受電	71	無	自動検針	本線	3,904	4,021	5,488	9,653	10,172	8,979	5,127	5,058	7,858	9,575	9,383	7,490	86,708	
200	関西	姫路年金事務所	兵庫県姫路市北条 1 - 2 5 0	1回線受電	102	無	自動検針	本線	11,320	13,935	16,993	20,844	20,031	15,350	11,789	14,926	15,591	18,351	15,116	12,796	187,042	
201	関西	尼崎年金事務所	兵庫県尼崎市東難波町 2 - 1 7 - 5 5	1回線受電	88	無	自動検針	本線	9,146	10,450	13,125	16,845	16,524	14,569	10,902	10,139	11,830	14,596	12,629	10,936	151,691	
202	関西	明石年金事務所	兵庫県明石市鷹匠町 1 2 - 1 2	1回線受電	76	無	自動検針	本線	7,638	9,946	11,448	14,875	14,003	10,284	9,808	13,247	12,413	16,217	13,101	9,163	142,143	
203	関西	西宮年金事務所	兵庫県西宮市津門大塚町 8 - 2 6	1回線受電	108	有	自動検針	本線	13,142	17,219	20,331	27,729	24,733	21,053	16,436	13,303	14,505	19,263	16,707	13,885	218,306	
204	関西	豊岡年金事務所	兵庫県豊岡市泉町 4 - 2 0	1回線受電	52	無	自動検針	本線	4,104	4,262	5,034	7,210	7,480	6,980	4,619	4,471	6,682	7,885	8,517	6,204	73,448	
205	関西	加古川年金事務所	兵庫県加古川市加古川町北在家 2 6 0 2	1回線受電	68	無	自動検針	本線	7,211	9,139	11,406	15,684	14,288	10,344	8,474	9,731	9,729	10,750	10,101	8,219	125,076	
206	関西	奈良年金事務所	奈良県奈良市芝辻町 4 - 9 - 4	1回線受電	66	無	自動検針	本線	8,366	8,603	10,655	12,949	13,232	11,768	9,328	8,622	10,175	12,815	11,543	10,371	128,427	
207	関西	大和高田年金事務所	奈良県大和高田市幸町 5 - 1 1	1回線受電	65	無	自動検針	本線	5,707	6,367	8,319	11,421	11,705	9,421	6,410	6,663	7,723	10,110	9,689	8,034	101,569	
208	関西	桜井年金事務所	奈良県桜井市大字谷 8 8 - 1	1回線受電	63	無	自動検針	本線	6,166	7,765	9,297	12,685	11,060	8,602	7,730	7,553	8,880	10,437	8,684	6,523	105,382	
209	関西	和歌山東年金事務所	和歌山県和歌山市太田 3 - 3 - 9	1回線受電	63	無	自動検針	本線	6,706	7,599	9,410	11,810	12,711	10,601	6,165	7,761	8,260	11,011	9,405	8,685	110,124	
210	関西	和歌山西年金事務所	和歌山県和歌山市関戸 2 - 1 - 4 3	1回線受電	51	無	自動検針	本線	4,370	5,013	6,303	9,155	7,777	6,281	5,252	6,524	7,142	7,816	6,781	5,875	78,289	
211	関西	田辺年金事務所	和歌山県田辺市朝日ヶ丘 2 4 - 8	1回線受電	35	無	自動検針	本線	3,479	4,294	5,247	6,936	6,655	4,896	4,015	5,435	5,623	6,667	5,384	4,456	63,087	

適 合 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（関西電力管内）

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

⑨

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2. 令和 5 年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和 5 年度 1kWh あたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	有・無	

① ～ ④の合計点数	
------------	--

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始から 1 年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注 2) 2 の「自社の基準値」及び「点数」には、別添 2 - 1（配点資料）により算出した値を記載すること。

注 3) 1 の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2 の合計点数が 5 0 点以上 となった者を本案件の環境配慮基準に適合した者とする。

注 4) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

日本年金機構で使用する高圧電力(関西電力管内)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減にかかる取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が50点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が50点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素係数」は、次の数値とする。 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料

	等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。 （算定方式） $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によ

	って他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh）） ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh） 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

供 給 実 績 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（関西電力管内）

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

㊞

当社が取り扱う電力供給（販売）量について、下記のとおり相違ないことを証明します。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 電力供給（販売）量の合計	kWh
---	-----

注 1) 上記を示す書類を添付すること。

注 2) 上記数量は、日本国内で供給（販売）したものとし、地域は問わない。

注 3) 上記数量が、仕様書別添 1 の予定使用電力量以上である者を、本案件の履行能力を有する者とする。なお、複数の案件に参加する場合は、上記数量が参加する案件の予定使用電力量の合計以上であること。

注 3) 提出期限：令和 7 年 1 2 月 2 日（火）正午（必着）

注 4) 提 出 先：〒 1 6 8 - 8 5 0 5

東京都杉並区高井戸西 3 - 5 - 2 4

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

TEL：0 3 - 6 8 9 2 - 0 7 2 7 FAX：0 3 - 6 8 9 2 - 7 9 9 3

日本年金機構で使用する高圧電力（関西電力管内）の質問（回答）書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL番号

提出者

印

番号	質 問	回 答

【質問書提出期限】令和7年11月11日（火）正午まで
【質問書提出方法】F A X （ 03-6892-7993 ）
【質問書の提出先】日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

特定電源割当証明書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（関西電力管内）

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL 番号

㊞

下記契約において、以下の通り電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転したものと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 対象拠点（お客様番号、需要施設名、需要施設住所、契約電力）
別添4別表のとおり

2 供給期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別添4別紙のとおり）

区分	令和8年 4月	令和8年 5月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	令和8年 11月	令和8年 12月	令和9年 1月	令和9年 2月	令和9年 3月
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】												
供給電力量 (kWh) 【B】												
再エネ比率 (%) 【C】												

【照会先】
日本年金機構
会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当
TEL：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993

環境価値の属性情報

項番	環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	発電期間	認証番号	環境価値移転量 (kWh)
例	FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●県●●市●●	太陽光	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
例	非FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●府●●市●●	風力	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計（kWh）							

項番	お客様番号	需要施設名	需要施設場所	契約電力
例	9 8 7 6 - 5 4 3 2	〇〇年金事務所	〇〇県××市△町1-2-3	40kW
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				